

水道水中における放射性物質のモニタリング結果

1. 測定機関 双葉地方水道企業団
2. 分析装置 ゲルマニウム半導体検出器
3. 検査頻度 毎日
4. 測定方法 水道水などの放射能測定マニュアル（厚生労働省）
5. 検査結果 令和5年10月1日～令和5年10月31日分（毎日採水、毎日検査）

採水場所	水源	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
小滝浄水場	大船水源（表流水）	不検出	不検出	不検出
小山浄水場	木戸川（ダム放流水）	不検出	不検出	不検出

※いずれの検体も、10月31日時点で放射性物質は不検出です。*「不検出」とは、一定の条件で測定機器が検出できる最小値(1Bq/kg)未満であることを示しています。*現在、広野町内の水道水は、小滝浄水場および小山浄水場より給水しています。

《参考》検査日現在の目標値

(単位:Bq/kg)

食品衛生法の規定に基づく 新たな基準による目標値	ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
	—	10	

※これまで暫定規制値が設定されていた放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成23年7月15日以降の検出報告がないことから、国の規制の対象から除外されました。

お知らせ インボイス制度への対応について

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。

■水道料金および下水道使用料のご請求における対応

- (1) 適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号について
双葉地方水道企業団 水道事業会計 T9000020078883
- (2) 適格請求書（インボイス）について
「使用水量のお知らせ」（検針票）、「納入通知書」および「督促状」をインボイスとし、登録番号、適用税率および消費税額を記載します。
※なお、当インボイスにつきましては、媒介者交付特例を適用し水道事業者である当企業団の登録番号のみを記載しますので、下水道事業者の登録番号は記載しません。

水道修理当番表

業者名	令和5年12月	令和6年1月
北陽管工(有) ☎0240-27-3419	11日～17日 30日	2日、8日～14日 29日～31日
(有)吉田鉄工所 ☎0240-27-3241	1日～3日、 18日～24日、31日	3日 15日～21日
(有)山忠設備工業 ☎0240-27-3311	4日～10日 25日～29日	1日、4日～7日 22日～28日

問 双葉地方水道企業団 〒979-0515 福島県双葉郡楢葉町大字上小崎字小山6-2
☎0240-25-5315 (代表) ☎0240-25-5385
E-mail: soumu@f-mizu.jp

年末年始も火の用心！

冬季は空気が乾燥し、暖房器具や火気を使用する機会が増えることから、火災が増加する季節となります。無火災で年末年始を過ごすための習慣と対策を確認しましょう。

寝たばこは絶対しない！

ストーブの近くに可燃物を置かない！

こんろのそばを離れる時は必ず火を消す！

住宅用火災警報器は定期的に点検し10年を目安に取り換える！

火災の拡大を防ぐために衣類、寝具、カーテンは防災品を推奨します！

定期的な点検しよう

10年経過したら新しく取り替えてみましょう

防災

119 火事と救急は 119 番

富岡消防署 ☎0240-22-2119
楢葉分署 ☎0240-25-2119
川内出張所 ☎0240-38-2119

広野町内ごみ収集カレンダー

12月 December							1月 January						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4 可燃	5	6
3	4 可燃	5 可燃	6 可燃	7 可燃	8	9	7	8 可燃	9 可燃	10 可燃	11 可燃	12	13
10	11 可燃	12 可燃	13 可燃	14 可燃	15	16	14	15 可燃	16 可燃	17 可燃	18 可燃	19	20
17	18 可燃	19 可燃	20 可燃	21 可燃	22	23	21	22 可燃	23 可燃	24 可燃	25 可燃	26	27
24/31	25 可燃	26 可燃	27	28 可燃	29	30	28	29 可燃	30 可燃	31			

ごみステーション周りの汚れが大変目立ちます。ごみを出す場合は「ごみと資源の分け方・出し方」を確認し、指定ごみ袋に分別して、収集日当日に自宅近くのごみステーションボックス内に出してください。